報告第２２号

令和６年度京丹後市公営企業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を調製し、議会に報告する。

令和７年９月４日提出

京丹後市長　中　山　　泰

（別紙）

総括表⑤　資金不足比率の状況（令和6年度決算）

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名
262129	京都府	京丹後市

（単位：％、千円）

公営企業会計名称	資金不足比率	資金不足額	事業の規模
水道事業会計	－	△ 1,288,857	1,020,729
下水道事業会計	－	△ 230,581	550,867
病院事業会計	7.7	448,233	5,760,244
市民太陽光発電所事業特別会計	－	△ 13,386	42,435
工業用地造成事業特別会計	－	△ 23,264	23,264
宅地造成事業特別会計	－	△ 50,790	50,790

（単位：％）

経営健全化基準
20.0

【参考】　資金不足額（令和6年度）

○法適用企業

（単位：千円、%）

会計名称	負債の部						算入地方債	資産の部					小　計	解消可能資金不足額⑤	資金不足額	事業規模	資金不足比率
	①=a-b-c-d-e	流動負債a	控除企業債等b	控除未払金等c	控除額d	PFI建設事業費等 e	②	③=d-e-f	流動資産g	控除財源h	控除額i		④=①+②-③		⑥=④-⑤	⑦	⑥/⑦
水道事業	611,026	1,205,825	594,799	0	0	0	0	1,899,883	1,939,783	39,900	0		△ 1,288,857	0	△ 1,288,857	1,020,729	－
下水道事業	821,520	2,447,227	1,625,707	0	0	0	0	1,052,101	1,175,588	123,487	0		△ 230,581	0	△ 230,581	550,867	－
病院事業	1,839,353	2,366,354	527,001	0	0	0	186,204	1,363,912	1,363,912	0	0		661,645	213,412	448,233	5,760,244	7.7

※ 流動負債及び流動資産は、貸借対照表（決算書）の数値

※ 事業規模は、損益計算書（決算書）における営業収益（医業収益、訪問看護事業収益及び通所リハビリテーション事業収益）から受託工事費を差し引いた数値

※ 資金不足額がある場合は、正の数値での表記。（黒字の場合は、マイナス表記）

※ 解消可能資金不足額により黒字となる場合は、資金不足額は「0」とする。

○法非適用企業

（単位：千円、%）

	会計名称	歳出の部	算入地方債	歳入の部				土地収入見込額	地方債現在高	長期借入金	小　計	解消可能資金不足額	資金不足額	事業規模	資金不足比率
		①	②	③=a-(b-c)	歳入a	繰越事業費b	左記の特財c	④	⑤	⑥	⑦=①+②-③	⑧	⑨＝⑦-⑧	⑩	⑨/⑩
	市民太陽光発電所事業特別会計	44,332	0	57,718	57,718	0	0				△ 13,386	0	△ 13,386	42,435	－
宅造	工業用地造成事業	7,506	0	16,757	16,757	0	0	14,013	0	0	△ 23,264	0	△ 23,264	23,264	－
宅造	宅地造成事業	24	0	50,814	50,814	0	0	0	0	0	△ 50,790	0	△ 50,790	50,790	－

※ 土地収入見込額は、売出を開始している土地の時価評価額から販売経費を除いた額で、帳簿価額と比較して小さい額。

ただし、時価評価額から販売経費を除いた額が赤字となる場合は、「0」とする。また、未売出である場合は、④土地収入見込額は「0」とする。

※ 宅造会計の小計欄の数値は、⑦＝①+②-③+（⑤地方債現在高＋⑥長期借入金－④土地収入見込額）による数値。（プラスとなる場合は、「0」とする。）

ただし、①+②-③-④が赤字（プラス）となる場合の⑦小計欄の数値には、上記にかかわらず⑤地方債残高及び⑥長期借入金は算入しない。

※ 事業規模（宅造以外）は、損益計算書における営業収益から受託工事費を差し引いた数値。（決算統計26表1行2列－26表1行5列）

※ 事業規模（宅造）は、地方債現在高と他会計借入金の合計額。但し、実質黒字額と土地収入見込額の合計額を下回る場合は、実質黒字額と土地収入見込額の合計額とする。

※ 資金不足額がある場合は、正の数値での表記。（黒字の場合は、マイナス表記）